

令和5年度千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会
第2回農政部会 議事録

1 日 時：令和5年8月4日（金） 午前9時30分～午前10時15分

2 会 場：千葉市役所高層棟2階 L会議室201

3 出席者

（1）委員

鈴木雅之委員、岡本博江委員、白熊一郎委員、西田直海委員

（2）事務局

渡部農政部長

農政課 南課長、柴田課長補佐、佐藤主査、山内主任主事、蛇口技師

4 議 題

（1）千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について

5 議事の概要

（1）千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について

千葉市ふるさと農園における指定管理者の募集条件、審査配点等について審議し、事務局案のとおり決定した。

6 会議経過

【農政課長補佐】 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の農政部会を開催いたします。

私、本日、司会を務めさせていただきます農政課課長補佐の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では、着座で進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、続きまして、席次表、資料1は「千葉市ふるさと農園指定管理者募集要項（案）」でございます。資料2は「指定管理者管理運営の基準（案）」、資料3は「指定管理予定候補者選定基準（案）」、資料4は「様式集（案）」、資料5は「各資料の主な変更点一覧」、資料6は「事業者選定に係る審査方法等について」、このほか、参考資料が1から4までございます。不足等ございましたらお知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、資料1から5までの資料につきましては、情報公開条例第7条に規定いたします不開示情報を含みますことから、本日部会終了後、回収させていただきますので、

ご了承ください。ただし、資料への書き込み等は差し支えございません。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、総数5名中4名でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項により、会議は成立しております。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてでございますが、お手元の参考資料1「千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

「1 会議の公開の取扱い」の(1)のただし書きにございますとおり、「公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する場合は、非公開とする」と、当委員会において決定されております。本日の会議は、募集条件、審査基準に関する事項の審議に当たりますことから、非公開となりますので、あらかじめ御了承いたします。

なお、議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)のとおり、事務局案に対する部会長の承認により確定し、事業者の選定後、不開示情報に当たるおそれがある部分を除き、原則公開とする予定でございますので、ご了承ください。

それでは、開催に当たりまして、農政部長の渡部よりご挨拶申し上げます。

【農政部長】 皆様、おはようございます。農政部長の渡部です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、日頃より市政に関しまして多大なる御支援、御指導をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日は、ふるさと農園の公募を行うに当たりまして、第1回の農政部会で委員の皆様から頂戴いたしました評価内容を踏まえまして、公募に係る募集条件や審査基準等について御審議いただきたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な立場と豊富な経験から、忌憚のない御意見、また御提案をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

【農政課長補佐】 それでは、議事に入らせていただきます。ここからの進行は鈴木部会長をお願いいたします。

【部会長】 皆様、おはようございます。今日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和5年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開会します。

それでは、議題の1番目になります「千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について」になります。

事務局から御説明をお願いいたします。

【農政課長】 農政課長の南でございます。着座で御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について」、御説明いたします。

ふるさと農園につきましては、第1回農政部会におきまして、総合評価をお願いしたところでございますが、その中で、「地域住民のいこいの場として親しまれているこ

とは評価できる」こと。また、「一方で、農林業の振興に寄与できる本施設の特徴を十分発揮するため、農林業の振興に軸足を置いた取組を検討・実施する」こと。さらに、「次期指定管理者については、適正な事業計画を提案している申請者を選定することが必要」との御意見を頂戴いたしました。

本市といたしましても、新たな担い手の確保・育成と都市農地の保全・活用が、本市農業の持続性を高めるための喫緊の課題となっていることを踏まえまして、ふるさと農園がより千葉市の農林業の振興に寄与できる施設としてその特徴を発揮できるよう、施設の方向性について検討を行ってまいりました。

委員会の御意見と本市の検討経過を踏まえまして、次期指定管理者募集に当たっての関係資料を作成いたしましたので、重要な点や、前回の募集内容からの主な変更点を中心にこれから御説明させていただきます。

なお、資料1から4の各資料については、平成30年度に募集をした際の資料からの主な変更点の一覧を資料5に整理しておりますので、適宜確認をしていただければと存じます。

それでは、まず、資料1、募集要項の6ページをご覧ください。

ここでは、指定管理者制度の導入に対する本市の考え方を整理しております。担い手不足や都市農地の保全・活用など、本市農業の課題解決のためには、農業の裾野を広げ、農業を支えていく層を厚くすることが重要であると考えておりまして、そうしたことを実現していくためには、「①都市と農村の交流を通じて、本市農林業の振興に貢献する市民を育成すること」、「②農を学び、実践する市民を支援し、農に関わる市民を増やすこと」、さらに、「③農とふれあい、楽しむ体験を通じて、市民の農林業に対する理解を深めること」といった取組が必要であると考えております。

そうした中、ふるさと農園は、市街化調整区域と市街化区域との境に立地しており、人口の多い都市部に住む市民に対して、農に関わる機会を創出することが容易であるというところから、ふるさと農園を中心に、資料1の①から③で示すような取組を展開することで、本市農業の課題解決に寄与することができるのではないかと考えているところでございます。

こうした考えの下、条例上の設置目的は変化していないものの、施設のビジョン及びミッション、成果指標等について、平成30年度に募集した際の資料から修正を加えております。ビジョン、ミッションについてまとめているところについては、4ページのとおりでございます。

ビジョンについては、「都市と農村の交流を通じて、千葉市の農林業の振興に貢献する市民を育成すること」、「農を学び、実践する市民を支援し、農に関わる市民を増やすこと」、「農とふれあい、楽しむ体験を通じて、市民の農林業に対する理解を深めること」としております。

また、ミッションは、「千葉市の農林業の振興に貢献する市民を育成すること」、「農を学ぶ機会や農を実践する場を市民に提供すること」、「農を知り、楽しむ機会を市民に提供すること」とし、より農林業の振興に軸足を置いた取組ができるように変更をしていく次第でございます。

成果指標については、6ページにまとめているとおりでございます。

ふるさと農園では、指定管理者制度導入による市民サービスの向上や、都市と農村の交流の活性化を通じて、多くの市民が農林業に対する理解を深めるとともに、農に関わる市民や本市農林業の振興に貢献する市民が増加する効果を見込んでいるところでございます。

したがって、本市としましては、この制度導入効果を達成するため、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用し、来園者数や農林業体験教室への参加者数等の増加、市民の農林業に対する理解度を向上させることを期待しております。

次に、7ページでは、自主事業として行うことができる事業を記載しており、農林業の振興に軸足を置いた取組を推進していくことを踏まえて、修正をしております。

続きまして、16ページをご覧ください。指定管理料の基準額を記載しております。5年間で1億9,000万円を指定管理料の基準額とさせていただいたところでございます。1年間当たり3,800万円となります。これは、令和元年度から令和4年度までの実績に、昨今の最低賃金の上昇や光熱水費をはじめとする物価の上昇を加味したものとさせていただきました。この基準額は、指定管理料の上限額でございまして、この金額を上回る提案については、失格という扱いになります。

また、参考までに、現指定管理期間の指定管理料については、参考資料4の2ページに記載しているところでございます。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2「管理運営の基準（案）」について御説明させていただきます。

こちらは、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載しており、市が指定管理者に要求する指定管理業務の基準を示すものでございます。こちらについても、平成30年度に募集した際の資料からの変更点のみ御説明いたします。

3ページと4ページをご覧ください。ここでは、指定管理者が行う業務の範囲、内容を記載しており、業務の範囲につきましては、1の施設運営業務、2の施設維持管理業務、3の経営管理業務、そして4の自主事業で、今回は、ビジョンとミッションの修正に伴い、4の自主事業の表現を変更しております。

続きまして、同じく4ページの下の部分から、施設運営業務基準を記載しており、6ページから8ページにかけて、ビジョン、ミッションに即した表現へ改めているところでございます。

具体的には、6ページの下から7ページの冒頭にかけて、2の都市エリア運営業務の（1）各種農林業体験教室の開催運営業務については、農林業の振興に軸足を置いた取組の中で最も重要であると考えているため、提案する教室の条件のうち、「教室の内容」の項目を追加しております。

最後に、8ページをご覧ください。「4 その他の業務」の（1）「広報業務」の③について、施設の利用者をより増やしていくために、ホームページに加えまして、SNSアカウントを開設、運営することを追記しております。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3、指定管理予定候補者の選定基準について御説明いたします。

こちらにつきましては、審査方法や応募者が提出する提出書類を評価するための基準を示したものでございます。

具体的には、指定管理予定候補者を選定する際の審査の流れ、審査項目、配点、採点の基準と方法などを記載しております。委員の皆様には、11月に開催予定の第3回農政部会におきまして、この選定基準に示す採点基準によりまして、応募者から提出された提案書を採点していただくということになります。

それでは、まず、選定基準の2ページをご覧ください。(4)の「審査等の流れ」について、上から3つ目の四角い枠で囲った部分にあります形式的要件審査は、提案書を含む応募者からの提出書類を基に、アの応募資格の各要件を満たしているかどうかということと、併せてイの失格要件に該当するものはないかということを確認するものでございます。

この審査を通過した応募者については、第2次審査の提案内容審査に進むことができます。提案内容審査では、提案書を含む提出書類の記述内容につきまして、この選定基準に記載されている採点基準及び採点方法に基づきまして、委員の皆様には採点を行っていただきます。そして、審査項目ごとに算出した平均得点の総合計をもって応募者の点数から順位を決定いたします。

続きまして、4ページの3の提案内容審査のアの審査項目及び配点のところでございます。こちらについては、本市が全庁的に使用しているひな形を基本としつつ、総合評価における委員会の御意見や施設の新たな方向性を踏まえまして、項目の追加や配点の変更を加えております。

まず、項目の追加に関しましては、4の「施設の効用を最大限発揮するものであること」という枠の中の、(6)「施設の事業の効果的な実施」の項目について、農林業体験教室を充実するためには、指定管理者の過去の実績と教室の内容が重要でありますことから、小項目を追加しまして、配点を増加させていただいております。詳細については10ページに記載がございます。

4ページにお戻りいただきまして、4の「施設の効用を最大限発揮するものであること」の(3)「施設利用者への支援計画」と(4)「施設の利用促進の方策について」で、指定管理者には、施設の利用者を増やし、農に関わる市民を増やす取組が求められることから、配点を増加しております。

さらに、「適正な事業計画を提案している申請者を選定することが必要と考える」という委員会の御意見を踏まえまして、2の「施設の管理を安定して行う能力を有すること」の(2)「団体の経営及び財務状況」と、5の「施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の(1)「収入支出の見積りの妥当性」については、配点を増加しております。

また、(2)「管理経費(指定管理料)」の配点については、配点を前回よりは減少させていただいているところでございます。

以上のとおり、審査項目及び配点の見直しをした結果、全体としては185点満点という形になっているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。その中のウの「各項目の審査・採点方法」についてですが、(ア)に記載のとおりでございますけれども、原則としてAからEの5段階評価により行います。6ページの中ほどの(イ)のaの部分に、委員の皆様には評価していただく項目を記載しているところでございますが、審査項目ごとに審査基

準を設けております。(イ)のbの項目については、事務局が機械的に採点審査を行う項目となっております。

続きまして、7ページからが採点の基準となっております。先ほど御説明いたしました10ページの部分のほか、14ページには、管理経費に係る採点基準は、全体の配点が185点満点という形で変更されたことに伴いまして、Bの加算点の数式も変更となっております。それ以外の項目については、前回選定時の選定基準から変更しているところはありません。

続きまして、資料4の様式集をご覧ください。こちらの様式集については、全庁的に使用しておりますひな形を基本といたしまして、こちらにも審査項目の見直しに合わせて一部様式の追加などを事務的に行っている次第でございます。

資料に基づく説明は以上でございます。

なお、公募に当たりましては、御説明させていただいた資料のうち、募集要項、指定管理者管理運営の基準、指定管理者指定申請書、基本協定書(案)については公表いたします。選定基準につきましては、適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表しないという整理にしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、願います。

【委員】 資料3の選定基準の13ページ、収入支出見積りの妥当性というところで、Aの評価が「極めて精緻な算定根拠」、Bが「綿密な算定根拠」、Cが「合理的な算定根拠」とありまして、私のほうでは、このA、B、Cのうちどれに当たるのか、正直判断が付きにくいという気がしているのですが、どのように判断すればよろしいのでしょうか。

【事務局】 確認し、後日御回答させていただくという形でよろしいでしょうか。

【委員】 はい、お願いします。

【部会長】 そのほかいかがでしょうか。

【委員】 私のほうから1点。例えば最低点みたいなものがある場合があります。1団体しか出なかった場合に、最低点などは書かれてはいないですが、なぜないのかなと思います。普通、60%以上とかとありますが、指定管理者の選定に当たっては、そういうのはないのですか。

【事務局】 確認し、後日御回答させていただき思います。

【部会長】 特に公募条件には関わらないので、当日までに回答することでもよいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

【委員】 今回、ビジョンの変更が行われ、これまでの「農林業に対する理解を深める」ということに加えて「育成をする」という視点が追加されています。成果指標のところに「農林業体験教室参加者の内、農林業に対する理解度が向上したと回答した割合」という表現がありますが、この表現が漠然としているのではないかと思います。参加する人は、多かれ少なかれ当然理解が深まると思います。この表現が目標と

して、次期指定管理期間の年度評価として、5年間評価を行うことになりますが、もう一步踏み込んだ表現というのは難しいのでしょうか。

【事務局】 踏み込んだ表現となりますと、指定管理者の業務をあらかじめ精緻に指定することが考えられ、民間事業者からの提案を受けて運用してもらうという指定管理制度を導入する趣旨・目的とマッチしない部分が出てきてしまうことがあると考えております。他方で、実際には今後千葉市の農林業の振興に寄与していただくために、育成的な面もやっていただかなければいけないので、そうした意図が分かるように表現しているところです。

【委員】 分かりました。とすると、アンケート等において、理解度が向上したかどうかはかるための方法を工夫する必要があると思います。そうでないと、成果指標である90%を達成しているかどうかしっかりと確認できませんのでそこは気をつけなければいけないと思います。

【事務局】 御指摘のとおりだと思いますので、しっかりやっていきたいと思います。

【委員】 「理解度が向上」という表現はいかがでしょうか。おそらくアンケートでは、「あなたは理解度が向上しましたか」と聞くわけですよね。そのパーセントではかるので。

【委員】 理解が深まる。

【委員】 普通はそう聞きますね。

【委員】 以前と同じになってしまうので、変更したものと思いますが、「理解度」と言うのと「向上」、私もいい表現がないかと考えたのですが、なかなか難しいところです。

【事務局】 単に「理解が深まる」という表現であると、すごく初歩的な教室の内容であっても、当然理解は深まると思います。他方で、ステップアップ的に、もう少し実践的な内容を教室としてやっていただいた場合に、当然ながらその人たちはある程度理解は既にある状態だと思われるものの、他方で、それがさらに深まったという表現をすることもあり得ると思います。ある程度の理解がある上で、さらにそうした度合いが高まっていくという表現のほうがいいのかなというところを検討して、こういう表現にさせていただきました。

【委員】 私も質問よろしいでしょうか。

【部会長】 はい、お願いします。

【委員】 最初のビジョンとミッションの変更のところで、「農林業の振興に貢献する市民を育成すること」となっていますが、「貢献」とはどのようなことをイメージしているのでしょうか。

【事務局】 実際に就農していただいているのが一番分かりやすいケースですが、例えば、それに関わる流通のところに就職して地産地消に取り組んでいただくとか、あるいは自分としては業として関わっているわけではないけれども、千葉市の産物を見て、これは千葉市のものだから買おうというところを意識的に取り組んでいただく人であったり、あるいは自分で業としてはやっていないけれども、例えば家庭菜園であったり、市民農園であったりと農業そのものに関わっているだけではなくて、ある程度その周辺のところでも関わりながら農業を支えていっていただく、農業を活性化

していただくということが含まれる形で、このように書かせていただいております。

【委員】 指定管理者にしてもらいたい講座で、ふるさと農園であれば、今も実施している味噌作りとか、花木の寄せ植えとか、そういうことで関わった人たちも農林業に貢献していると言えるというお話ですね。

【事務局】 そうですね。そうしたことをやっていただいた上で、今後は、実際に農業に関わってくる人を育てるようなことも内容として組み込んでいっていただけるといいかなというところもあります。

【委員】 指定管理者の提案の中に、例えば林業の担い手育成講座みたいなものを入れていくとか、そういうことがあったらいいなと思っているわけですか。

【事務局】 そうですね。例えば、実際に千葉市で就農している人を講師として招いて、次につながるような人を見つけ、育てていくこともできたらいいと考えております。農政センターは比較的農地が周りにあるため、指導ということができるのですが、ふるさと農園は、都市部と農村部の間にあるということもあって、そうしたところの皆様も今後農業により関わっていただくことができるのではないかとこのところですよ。

【委員】 今、市の思いというのは、都市部と農村部の間にこういう施設があるから、そこで農に関わる人を増やしたいということだと思いますが、指定管理を募集するときに、そういうことが応募する側にはちゃんと伝わっていて、そういう計画が出てくるということになっているのですか。

【事務局】 応募者の方には御説明の機会を設けて、実際にふるさと農園の場所も見ていただく流れにはなっておりますので、そこはしっかり市として説明していくという段取りにしております。

【委員】 そういうことが企画されるのを期待しているということですね。

【事務局】 ご理解していただいた上で提案していただけるようにしていくと。

【委員】 分かりました。

【委員】 今の話ですと、端的に言うと、参画志向だとか、参画意欲だとか、そういうことでしょうか。「参画」と言うとなってしまうのかもしれませんが。

【事務局】 「参画」にしてしまうと、業に直接的に関わってくる人に限られるというイメージが強くなり過ぎるところがあると考えています。これまでの機能として、ふれあいというところも最終的に農林業の振興に貢献する面もあると思いますが、「参画」としてしまうと、業までは関わっていないと、そういう印象を受けることもあり得るかなと思うところですよ。なので、少し幅を広げるような形の表現としています。

【委員】 分かりました。

【委員】 提案様式では、ビジョンとミッションを踏まえて提案内容を記載するよう指示しているものがありますが千葉市と提案者と我々審査側と3者いて、提案者側はビジョンとミッションをどう理解して提案するかは、提案者によって異なりますが、少なくとも千葉市と審査側が同じ方向でないと、我々が提案を見て千葉市の考え方と合っていないということは起こり得ますよね。だから、審査基準のほうに、千葉市の考えているビジョンとミッションはこういうことだということをもう少し詳しく、先ほど説明されたようなことを書いてもらっていないと、ミスマッチというか、我々はこっちのほうがいいとなってしまうかもしれない、それが千葉市の方向と違うことも

起こり得るので。

【事務局】 委員の皆様と我々の見解がずれていることは、よくありませんので、そこは実際に審査いただくまでには分かりやすい形でお示しさせていただきます。

【事務局】 御説明のときには、例えば、概略図のような形でイメージをお示しする、そのような方法でもよろしいでしょうか。

【委員】 はい、もちろん。

【事務局】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 提案の様式集の 20 ページ、21 ページで、市が設定した「理解度が向上したと回答する人の割合」の目標は 90%以上で、提案者側で、その目標を達成するための具体的方策を記載することになっており、提案者がその理解度の向上というものをどのように捉えるかということも分かると思うので、評価はできるのかなと思いました。

【部会長】 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今までいただいたところでいうと、募集要項については変更なし、管理運営の基準も変更なしで、審査について少し意見がありました。特に修正意見はなかったということよろしいですか。

それでは、審査の基準ですとか、市の考え方等を示していただくことにいたしまして、事務局案のとおりとさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【部会長】 それでは、次に、次の事業者選定における審査方法等について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【農政課長】 事務局から御説明いたします。資料 6 をご覧ください。

「事業者選定に係る審査方法等について」とありますが、実際には当日の流れのようなものでございます。

審査方法につきましては、事務局案といたしまして、事業者からのプレゼンテーションで、提案の中で最も重点を置いた部分を御説明いただいて、その後、委員の皆様から事業者に対してヒアリングを行っていただきます。

ヒアリング終了後に事業者には退室いただいて、そこから委員間での確認というところに移らせていただこうと思います。実際の時間の配分は、申請されている件数によっても変わりますので、そこについては後日お示しいたします。

また、委員間での御確認に関しましては、実際に確認すべき事項があったら、その中で確認していただければと存じます。

その後、採点し、採点表のご提出を皆様からいただく。これを全ての事業者について繰り返すという段取りでございます。

その後、全ての事業者の採点の結果を事務局のほうで集計いたしまして、さらに委員間での協議を踏まえた上で、最終的に順序を決定するという流れとさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

【部会長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

【委員】 私のほうから 1 点お願いですが、10 月 4 日には応募事業者数が分かると思

いますので、速やかに当日のプログラムを送っていただきたいと思います。

【事務局】 承知しました。

【部会長】 そのほかいかがでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議題は、以上で終了となります。

以上をもちまして、令和5年度千葉市農政局指定管理者選定評価委員会第2回農政部会を閉会といたします。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

【農政課長補佐】 委員の皆様、ありがとうございました。幾つか事務連絡を申し上げます。

まず、本日の議事録を作成するに当たりまして、後日、皆様に内容の確認をお願いする予定でございますので、御協力をお願いいたします。案を作成次第、事務局よりご連絡いたします。

次に、次回、第3回農政部会ですが、事前にご相談させていただきましたとおり、11月1日（水）午後1時半から、千葉中央コミュニティセンター5階、講習室にて開催を予定しております。終了予定時間につきましては、応募事業者数により左右されるところではございますが、午後5時半頃を予定しております。次回の議題は、「ふるさと農園の指定管理予定候補者の選定」になります。

本日は以上になりますが、会議の冒頭で申し上げましたとおり、配付資料のうち資料1～5につきましては、事務局のほうで回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——